



肉のないしょ話2
成長ホルモン（肥育ホルモン）

成長ホルモン

成長ホルモン（肥育ホルモン）：成長を促進させるホルモン

医療用

畜産用（天然型：人体への影響小、合成型：残留基準）

畜産分野での使用

EU：国内での使用・輸入のいずれも認めていない

日本：国内での使用は不許可、輸入は残留基準あり

それ以外：適正な使用であれば許可

（アメリカの基準は他国と異なる（緩い？））

安全性：CODEX（国際食品規格）では残留基準以下ならOK

安定した基準にはまだなっていない

アメリカ産牛肉

ほとんど使用（一部牧場は不使用）

アメリカでは鶏には禁止、カナダは豚には禁止

オセアニア産牛肉グラスフェッド放牧牛は安心？

注射やインプラントで投与している例もあり

各農場の判断や出荷先との契約による

EU向けは不使用

意識の低い日本向けでは使用

(不使用の契約先には使わず：生協等)

家畜に肥育ホルモン剤が使われる理由

利益のためのみ

肥育期間の短縮＝飼料代削減、飼育施設利用効率向上

オーガニック指向

hormone free beef (アメリカでも問題化)

→ 使用容認国内でも不使用農場がある

乳製品は安心？

成長ホルモン投与で長期間の高泌乳が可能

輸入乳製品は安心？？

アメリカなど成長ホルモン使用が許容されている国からの
乳製品は残留が危険

肉や乳そのものの輸入規制はある

乳肉の加工製品には輸入規制の基準なし

→ アイスクリーム、チーズ、バターなどは生産国を
気にするべし！

ダブルスタンダード

国内では使用禁止、輸入品は基準を満たせば使用OK

肥育ホルモンの安全性

- ・ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
 - 1日摂取許容量を設定
- ・ FAO/WHO 合同食品規格委員会(CODEX)
 - ・ 天然型の肥育ホルモン剤が適正に使用される場合の残留は、ヒトの健康に対して危害となる可能性はない
 - ・ 合成型のホルモン剤は残留基準必要
- ・ アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド
 - 合成型：一部に残留基準設定
 - 天然型：使用基準設定
- ・ EU：使用＆輸入禁止
- ・ 日本：輸入食肉等でモニタリング検査（摘発例はなし）

安全基準を満たしているのに何が問題なのか？

- ・肉牛：20ヶ月で枝肉重量450kg（肥育期間が30%短縮）
飼料代節減、労賃節減、一定期間あたりの収入増
- ・乳牛：乳量が10～30%増加、泌乳期間が延長

牛本来の成長や泌乳を人為的にコントロールし利益を増やす

- = アニマルマシーン的発想
- = アニマルウェルフェア的にアウト
健康な動物に手を加えて異常な動物にする

まとめ

成長ホルモンは国内では使用禁止
輸入畜産物は、ほぼフリーパス
(安全基準以下)

産地を意識して
食べましょう！

